

「相続対策の為の贈与」

鳩山首相の偽装献金問題で、母親からの資金を贈与とするかどうかの問題となっていますが、贈与の大前提である「個人間双方の意思確認」という面が非常に不透明で、単なる贈与として取り扱うにはかなり無理があるのではないのでしょうか？ここで出てきた母親の発言に相続対策という言葉があります。相続財産を生前に減らすことが相続対策の中で最も効果的と言えますが、今回のケースの場合、資金の移動が表面化しないままに母親が亡くなった場合、これは相続財産として課税されることになり、そこで過去の贈与で時効だといっても通用しません。（贈与税が発生する贈与をしているにもかかわらず無申告であり、贈与したと言う証拠がないため）これは金額も大きく特殊な例ですが、きちんと贈与することが有効な相続対策であることをしっかり意識して贈与を行うことが大切です。

その為にも、

贈与契約書をきちんと当事者間で結ぶ。

贈与税の申告が必要な場合はきちんと申告する。

資料をきちんと保管し、自分が亡くなった場合でも説明できるようにする。

これを行うことで、相続に有効な贈与が始めて実現できるのです。相続に関する税務調査でもこの点についての調査にかなり時間をかけ、重点的に調査されますので、専門家とも相談しつつ万全を期すことが重要でしょう。